

練馬区土木部「週休2日制確保工事」実施要領

1 目的

本要領は、練馬区土木部の発注する工事において、建設業の働き方改革の実現に向けた取組の趣旨を踏まえ「週休2日制確保工事」の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、土木部が発注する全ての工事を対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 工事の内容および施設の実情等により対応が困難な工事

3 週休2日の考え方

週休2日は、土曜日および日曜日を休日とする4週8休以上の現場閉所または技術者および技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

ただし、土曜日・日曜日に現場作業を余儀なくされる場合には、受発注者間の協議により、土曜日・日曜日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。

(1) 現場閉所

ア 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ウ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

エ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（ア） 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

（イ） 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 交替制

ア 対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間における技術者および技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者および技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

ウ 技術者および技能労働者とは、施工体制台帳上の元請および下請技術者等が対象となる。

エ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

オ 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者および技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

(ア) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日数に含めるものとする。

4 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に月単位の週休2日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載および特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。

なお、補正係数は、東京都建設局の積算基準(以下「積算基準」)の記載による。

(2) 工事契約

受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の場合は、技術者および技能労働者の休日を確保するため施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

ア 受注者は、広報板(別紙1の例を参考として作成)や工事看板等を設置する際には「週休2日制確保工事」である旨を記載する。

イ 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

ウ 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取組状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

ア 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉

所報告書」(別紙2)を作成し、発注者へ報告する。(受注者等提出書類処理基準「様式第24-2号」により報告すること。)

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、積算基準により、設計変更を行う。

イ 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者および技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」(別紙3)を作成し、発注者へ報告する(受注者等提出書類処理基準「様式第24-2号」により報告すること。)

休日確保状況報告書の提出時には、技術者および技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者および技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、技術者および技能労働者の休日率の実施結果に応じ、積算基準により、設計変更を行う。

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者および技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。「交替制」の場合は、全ての技術者及び技能労働者が月毎に4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

6 適用

この要領は、令和6年12月1日以降に起工(決定)する案件に適用する。

広報板記載例(参考様式)

〇〇〇〇工事のお知らせ
週休2日制確保工事※1

この工事は、●●●●●●●●工事で、令和〇〇年〇月頃に完成する予定です。

皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

絵・図

工事件名 ●●●●●●●●工事(その〇)
工事箇所 練馬区〇〇町〇丁目地内
工事概要 延長 〇〇m
車道幅員 〇〇m
お気づきの点は、下記へご連絡ください。
練馬区維持保全担当課〇〇土木出張所
電話(〇〇〇〇)〇〇〇〇

〇〇建設株式会社
電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇

事業 P R 記 載



©2011練馬区ねり丸

※2
本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組みである「週休2日制確保工事」です。

(注)

- ・※1は、すべての広報板に記載する。
- ・※2は、広報板A型、B型に記載する。(B'型、C型でも可能な場合は記載する。)
- ・フォント、文字の大きさ等は変更してもよい。

例)【現場閉所報告書】令和7年度 ○○工事(その1)
(工期 令和7年4月1日~令和7年11月5日)

月単位における週休2日の判定
・ 月単位の週休2日達成

通期における週休2日の判定

- ① 対象期間内日数 164 日
- ② 4週8休以上 47 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
- ③ 現場閉所日数(通期) 54 日
- ② ≤ ③ ∴ 通期における週休2日達成

※必ず検算すること。

令和 7 年	4 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 16	現場閉所/対象期間 31%			
		曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
		期間種別															工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 5	①現場閉所率28.5%以上			
		計画															作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作					
		実施															作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作					
令和 7 年	5 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31	現場閉所/対象期間 42%		
		曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 13	①現場閉所率28.5%以上		
		計画	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休				
		実施	休	休	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休				
令和 7 年	6 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30	現場閉所/対象期間 33%			
		曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月					
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 10	①現場閉所率28.5%以上		
		計画	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作					
		実施	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作					
令和 7 年	7 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31	現場閉所/対象期間 26%		
		曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 8	②現場閉所率28.5%未満だが、厩上の土日全て閉所
		計画	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作			
		実施	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作			
令和 7 年	8 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26	現場閉所/対象期間 38%		
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 10	①現場閉所率28.5%以上	
		計画	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	休			
		実施	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	休	休			
令和 7 年	9 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 6	現場閉所/対象期間 33%			
		曜日	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 2			
		計画	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作				
		実施	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休				
令和 7 年	10 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 24	現場閉所/対象期間 25%		
		曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 6	③対象外期間を除いた厩上の土日全て閉所	
		計画	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作				
		実施	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作	作				
令和 7 年	11 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 0	現場閉所/対象期間		
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 0		
		計画																																			
		実施																																			
令和 7 年	12 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 0	現場閉所/対象期間		
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 0		
		計画																																			
		実施																																			
令和 7 年	1 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 0	現場閉所/対象期間		
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
		期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	現場閉所日数 0		
		計画																																			
		実施																																			
令和 7 年	2 月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 0	現場閉所/対象期間		
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			

【交替様式】

【休日確保状況報告書】

令和○年度 ○○工事

(工期 令和○年○月○日～令和○年○月○日)

月単位における週休2日の判定(休日率28.5%以上)

∴ 月単位における週休2日達成していない

通期における週休2日の判定(休日率28.5%以上)

∴ 月単位における週休2日達成していない

【集計】

会社名	氏名	対象期間	休日日数	休日日数の割合	通期単位の週休2日
A建設	○○	61	19	31.1%	
	□□	61	19	31.1%	
	△△	61	19	31.1%	
B建設(一次下請)	●●	56	17	30.4%	
	■ ■	56	17	30.4%	
	▲▲	56	17	30.4%	
C電設(二次下請)	▽▽	20	6	30.0%	
D工業(二次下請)	◇◇	40	12	30.0%	

【令和○年4月】

会社名	氏名	対象期間	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	○○	30	9	30.0%	
	□□	30	9	30.0%	
	△△	30	9	30.0%	
B建設(一次下請)	●●	25	8	32.0%	
	■ ■	25	8	32.0%	
	▲▲	25	8	32.0%	
C電設(二次下請)	▽▽	20	6	30.0%	
D工業(二次下請)	◇◇	20	6	30.0%	

【令和○年5月】

会社名	氏名	対象期間	休日日数	休日日数の割合	月単位の週休2日
A建設	○○	31	10	32.3%	
	□□	31	10	32.3%	
	△△	31	10	32.3%	
B建設(一次下請)	●●	31	9	29.0%	
	■ ■	31	9	29.0%	
	▲▲	31	9	29.0%	
C電設(二次下請)	▽▽	0	0		
D工業(二次下請)	◇◇	20	6	30.0%	

※「会社名」、「氏名」、「対象期間」、「休日日数」欄に記入する

※対象期間について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

※技術者および技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日証明できる書類を添付する

※対象者数、対象期間日数に応じて、行の追加削除を適切に行う

※必ず検算すること